

医療法に明示された 「VFM」への対応

松田 紘一郎税理士・公認会計士事務所所長

医療機関も注目すべき VFMという概念

VFM (Value For Money) 「一定の支払」(費用)に対して最も質の高いサービスを提供する」という概念が、医療法第1条および第30条の3で明示されたことにより、医療機関経営とのかかわりで注目されています。

医療法第一条および第30条の3について、章・節から示すと次のように抜粋できます。

この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を

確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相

互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等に

より、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もつて国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

この3つの条文を見ると、ゴシックで示した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」が全く同じ内容で規定化されており、特異な法文形成となりています。

前者は、医療法の総則の第一条の目的、すべての医療行為等にかかるもので、後者は、医療提供施設(病院等)の基本方針の骨格を

「医療提供体制の確保」とい

う。)を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。(以下・省略)

*ゴシックの部分は筆者

VFMが要求される

この3つの条文を見ると、ゴシックで示した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保」が全く同じ内容で規定化されており、特異な法文形成となり

ます。このように、VFMはもともと、民間資金などの活用による公共施設などの整備(いわゆる行政のアウトソーシング、行政業務の一外部委託)によ

るPFI(Private Finance Initiative)事業の基本

代替手段(たとえば、通常の公共事業による手法)に

良質性・効率性、それを結ぶそれぞれの医療提供施設との「適切な体制」づくりに際しては、それを経済的に誘導するため、2008年度からレセプト請求のオンライン化が義務化されました。

08年度診療報酬改定でも、たとえば400床以上の病院の電子(ーT)請求に対する加算措置が、その役割が終了したとの認識から除外されました。これは近い将来、一定以上の病床数を有する病院の減算措置にも結びつくことが予想されます。

このように、ーT化の推進を含め、第三者評価、医療実績のアウトカム開示など、自院ができるものを積極的に取り入れていくべきです。理事長、院長のコーディネーションのもと、すべての業務の標準化(マニコアル化)を全院(員)で取り組むべきです。その積み重ねがVFMを充実していくものと考えています。

たまゆら。

といふじ法四すぐべきは、「良質」——つわゆる質が高づことじと、効率的(コストが低い、見合つてくること)の間に、「適切な医療」と「その体制の確保」があることです。